放課後子ども育成教室利用に関する同意書及び誓約書

- 1. 正当な理由なく放課後子ども育成教室の利用料(以下、「利用料」という。)を滞納しません。 やむなく期日までに納付できない場合はその旨を申し出ます。
- 2. 放課後子ども育成教室の利用登録を削除する場合は、放課後子ども育成教室登録削除届を提出し、利用料を完納します。
- 3. 正当な理由がなく利用料を3か月以上滞納したときは、放課後子ども育成教室の登録を削除されても異議ありません。
- 4. 利用料の滞納が発生した場合は、滞納している利用料の支払いが完了するまで、広陵町長から支給を受ける児童手当および特例給付を滞納している利用料の支払いに充てることを承諾します。

年 月 日

広 陵 町 長 殿

クラブ名
<u>住</u> 所
保護者氏名
児童氏名